

クレーン・ホイストご使用にあたっての法規案内

クレーンとは？(クレーンの定義) ※2021年労働省の省令

「ホイスト」とは、ロープやチェーンを巻き上げ下げすることで物品を垂直方向に昇降させるための機械装置である。
「クレーン」とは垂直に物品を昇降し、吊り上げたままで水平に移動する機械装置である。

設置に関する注意事項

- ▶ **安全装置の設置** ※2021年労働省の省令
リミットスイッチ(上限、横行、走行)、過荷重リミット(Overload Limit Switch)、非常停止装置、警報装置(ブザー及びランプ)の設置が義務付けられています。
- ▶ **荷重試験** ※2022年労働保護・福祉局の通達
雇用主は、クレーン据付完了後、直ちに荷重試験が行われるよう手配する義務があります。

運用に関する注意事項

- ▶ **荷重試験** ※2021年労働省の省令
雇用者は、製造元が指定した仕様書およびユーザー マニュアルに指定されている内容に従い少なくとも年に1回荷重試験を行う義務があります。また6ヶ月以上使用されていないクレーンの場合も使用前に荷重試験が同様に義務付けられています。荷重試験は、法規第11条に基づいて登録された会社と法規第9条に認可されたエンジニア立会いのもとに実施しなければなりません。
- ▶ **操作資格** ※2024年労働保護・福祉局の通達
雇用主は、クレーン操作、合図、玉掛を作業する被雇用者をクレーン操作の安全な手順と方法についての講習会を受講させる義務があります。また、初回講習会后2年毎に更新講習会も義務付けられています。講習会は法規第11条に基づいて講習会サービスを提供するライセンスを取得した会社によって実施しなければなりません。

【ご注意】

本案内は、下記の「省令・通達・公示」により抜粋及び要約したものであり、全てを記載したものではありません。

- ▶ **2021年労働省の省令**
「機械/クレーン/ボイラーに関する業務上の安全・衛生・環境の管理・処理の基準」
- ▶ **2022年労働保護・福祉局通達**
「クレーンの荷重試験報告書」
- ▶ **2024年労働保護・福祉局の通達**
「クレーン操作者、合図者、玉掛作業者の講習会課程」

クレーン荷重試験に関する法規

新設クレーン設置時の荷重試験		既設クレーンの荷重試験		
クレーン定格荷重	試験荷重	クレーン定格荷重	法定荷重の頻度	試験荷重
20t以下	定格荷重の1倍~1.25t(安全荷重の範囲内)	1t以上~3t以下	年1回	実際に使用する荷重1.25倍 (ただし定格荷重をこえないこと)
20t超~50t	定格荷重+5t	3t超~50t以下	6ヶ月毎	
50t超	定格荷重の1.1倍(安全荷重の範囲内)	50t超	3ヵ月毎	

保管を要する書類 >>

- ① 荷重試験のレポート
- ② エンジニアの荷重試験立会いの写真
- ③ 専門技術者免許書のコピー

上記 ①~③ の書類は保管義務があります。省令では保管年数は規定されていませんが最低2年程度の保管を推奨します。

クレーン法規に関するご質問・ご相談があればSIAM KITOまでご連絡ください。

☎ 038-195710-4
月曜日~金曜日、営業時間内
Mon-Fri, During business hour

☎ 092-281-1923
土曜日~日曜日、休日、営業時間外
Sat, Sun, Holiday, Out of business hour

☎ 092-281-2017
日本人専用窓口
Sat, Sun, Holiday, Out of business hour

SIAM KITO

WWW.SIAMKITO.CO.TH